

※6月1日から変更になりました。

2. 入院する時の食事代

(1) 西都市国民健康保険加入者の方

①入院時の食事代は、ほかの診療などにかかる費用とは別に、1食あたり下記の標準負担額を自己負担します。

◇入院時食事代の標準負担額（1食あたり）

一般・上位所得者・現役並み所得者		490円(注)
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去12か月で90日を超える入院	180円
低所得者Ⅰ		110円

(注) 小児慢性特定疾患児童等や指定難病患者については、280円となります。

※食事代の減額には、標準負担額減額認定証の申請が必要です(36ページ参照)。

※住民税非課税世帯・低所得者Ⅱの方で入院日数が90日を超える場合は、健康管理課 国保高齢者医療係(Tel.43-0378)で申請をしてください。

②療養病床に入院する65歳以上の方は、食費・居住費を負担します。

◇食費・居住費の標準負担額

	1食あたりの食費※ ¹	1日あたりの居住費
現役並み所得者・一般	490円※ ²	370円
低所得者Ⅱ	230円	
低所得者Ⅰ	140円	

※1 入院医療の必要性の高い状態が継続する患者および回復期リハビリテーション病棟に入院している患者については、①の入院時食事代の標準負担額と同額の食材料費相当を負担。

※2 一部医療機関では420円

(2) 後期高齢者医療制度加入者の方

入院したときの1食当たりの食事代は次のとおりです。

※低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、入院の際に病院に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示してください。認定証は健康管理課 国保高齢者医療係で交付しますので、該当する方は申請をしてください（申請方法など、詳しくは37ページ参照）。

①入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

所得区分（23・24ページ参照）		食費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、一般Ⅰ・Ⅱ		490円※ ²
低所得者Ⅱ	90日までの入院	230円
	過去12か月で90日を超える入院※ ¹	180円
低所得者Ⅰ		110円

※¹ 低所得者Ⅱの方で、入院日数が90日を超える場合は、再度、健康管理課 国保高齢者医療係で認定証の交付を受けてください。

※² 一部280円の場合があります。

②療養病床に入院する場合の食費・居住費の標準負担額

所得区分 （23・24ページ参照）	1食当たりの食費	1日当たりの居住費
現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、 一般Ⅰ・Ⅱ	490円※ ¹	370円
低所得者Ⅱ	230円	
低所得者Ⅰ	140円	
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※¹ 一部医療機関では420円